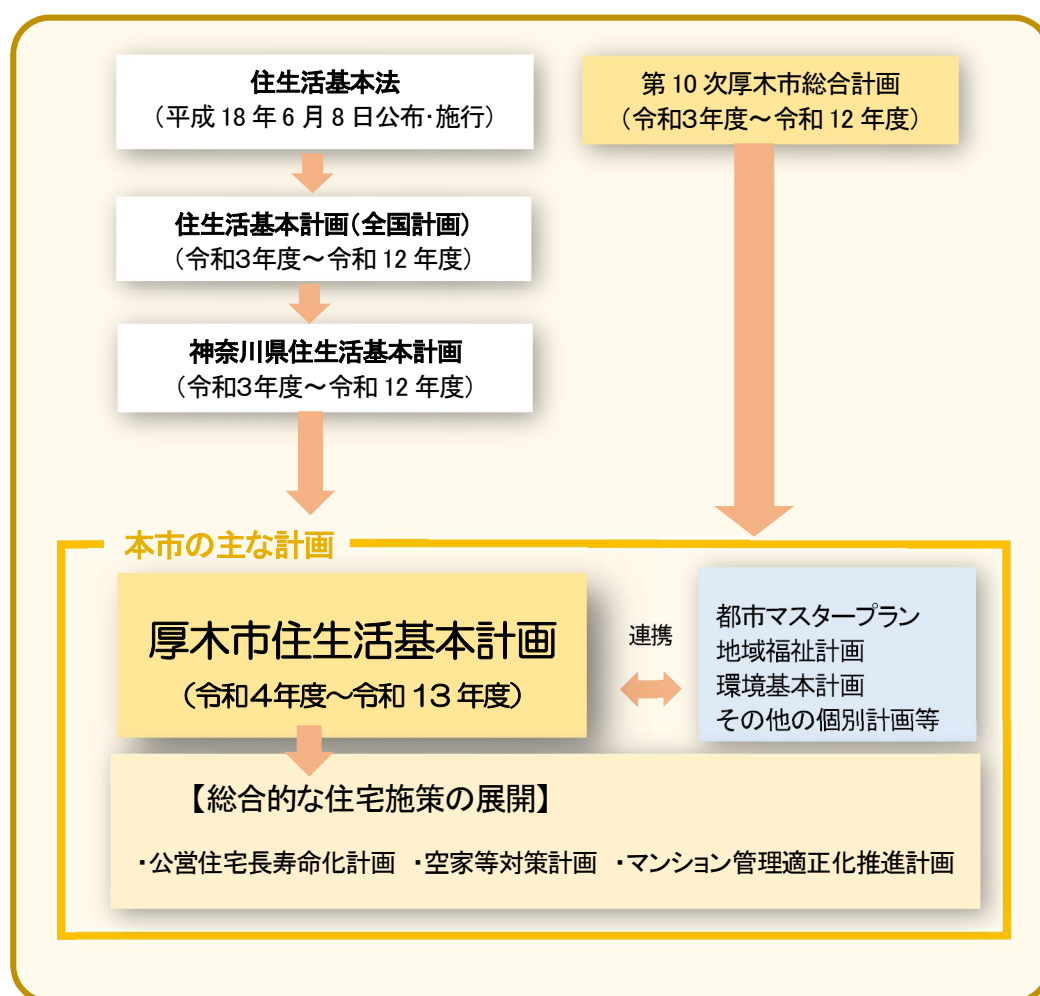


厚木市住生活基本計画の改定について

1 計画改定について

厚木市住宅生活基本計画については、市の住宅政策の基本理念や基本方針を定め、市民の安心・安全な住環境を整備することにより、豊かな住生活の実現を目指すことを目的として平成 30 年 3 月に策定しました。

計画期間は、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間ですが、国の住宅政策の指針である「住生活基本計画（全国計画）」が令和 3 年 3 月に計画の変更について閣議決定され、神奈川県についても令和 4 年 3 月に「神奈川県住生活基本計画」が改定されることから、住環境を取り巻く状況の変化や国・県における住宅政策の動向等を踏まえ、住宅政策を総合的かつ計画的に進めるため改定するものです。



2 計画改定スケジュール（案）

令和4年5月下旬	住宅運営審議会（計画改定方針の審議）
令和4年8月上旬	住宅運営審議会（計画改定の諮問）
令和4年9月上旬	住宅運営審議会（原案の審議）
令和4年9月下旬	意見交換会
令和4年10月中旬	住宅運営審議会（答申案の審議）
令和4年10月下旬	計画改定の答申（会長・副会長）
令和5年1月～2月	パブリックコメントの実施
令和5年3月	次期計画改定
令和5年4月	次期計画スタート

厚木市住生活基本計画改定スケジュール

[illegible]